福島社発第　１７９　号
平成２４年１０月１９日

開業会員各位

福島県社会保険労務士会
会長　鈴　木　健　夫
（公印省略）

社会保険労務士受託事業所の確認について協力のお願い

平成２４年１０月５日付、東北福島年金事務所より別添のとおり社会保険労務士受託事業所の確認について依頼がありました。

１０月１日からの受付進捗管理システムの導入に伴い、社労士の提出書類について、社労士名及び登録番号を入力し管理することとなりますが、この機会に年金事務所が保有する社労士受託事業所の確認をあわせて行うものです。

なお、受託事業所の確認を行うことで、今後、算定、賞与支払届について、受託事業所分を一括して社労士に送付することが対応可能となります。受託事業所として届出たものは、すべて社労士に送付することとなるため、事業所への送付を希望する場合等、各自の事情により検討のうえ対応されますよう申し添えます。

福島年発第　　７　　号
平成２４年１０年　５日

福島県社会保険労務士会長　様

日本年金機構
東北福島年金事務所長

社会保険労務士受託事業所の確認について（依頼）

日頃より年金事務所の事業運営にご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、日本年金機構は、受付け書類の進捗管理を徹底するため、平成２４年１０月１日より受付け進捗管理システムを導入したところですが、社会保険労務士から提出された届書関係につきましては、社会保険労務士及び登録番号等を入力し管理することとなっています。

つきましては、日本年金機構が発足して２年６ヶ月が経過いたしましたが、これまで社会保険労務士受託事業所の確認を実施してこなかったことから、このたび、以下の方法により確認をすることにいたしましたので、ご協力をお願いします。

記

１　確認方法

（１）社会保険オンラインシステムで管理しているデータを基に、各社会保険労務士の委託事業所一覧表を作成し、各社会保険労務士宛送付いたします。

（２）各社会保険労務士におかれましては、送付された委託事業所一覧表を確認し次の対応をお願いいたします。

①　委託事業所一覧表に誤りがない場合
一覧表上部の「誤り無」欄にチェックをして返送してください。

②　委託事業所一覧表の事業所に受託していない事業所があった場合
一覧表上部の「誤り有」欄にチェックをして、受託していない事業所を二線抹消して返送してください。

③　委託事業所一覧表に受託している事業所が無かった場合
一覧表上部の「誤り有」欄にチェックをして、お手数をおかけしますが、「健康保険厚生年金保険事業所関係変更届（訂正）届（処理票）」を

添付して一覧表を返送してください。

2　確認スケジュール

（1）委託事業所一覧表の送付

平成２４年１０月２５日（木）までに、県内各年金事務所から送付

（2）社会保険労務士からの報告期限

平成２４年１１月１６日（金）までにご回答ください。

社会保険労務士委託事業所一覧表

社会保険労務士氏名	社会保険労務士コード

誤り	有	
	無	
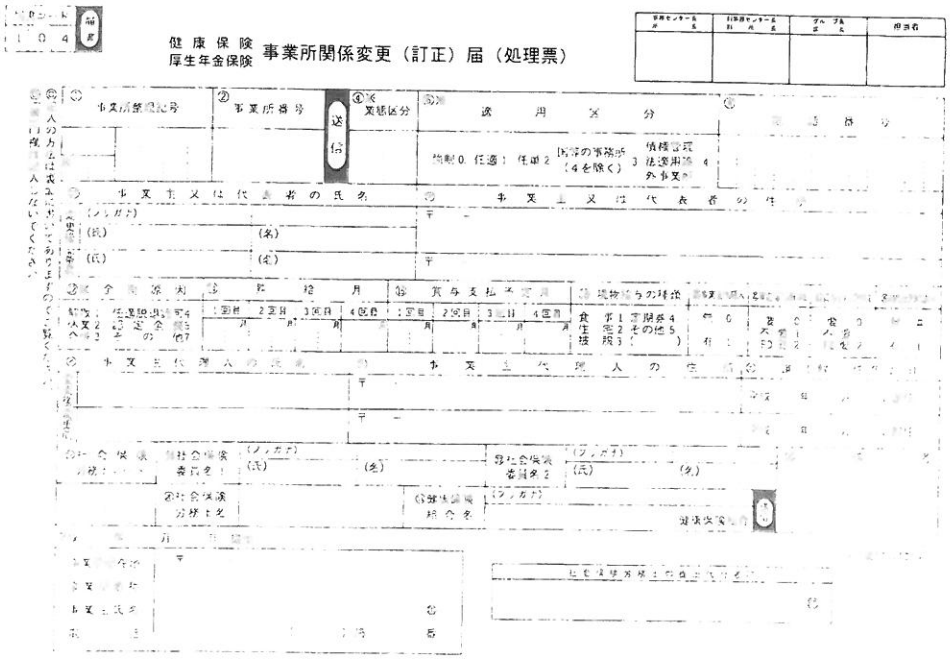
	事業所整理記号		事業所番号	事業所名称	備考
	郡市区	記号			
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25